

昭和 63 年予算特別委員会（第 2 日）3 月 25 日

鈴木委員 新人議員として大変失礼でございますけども、初歩的な、基本的な、若干お尋ねしたいと思います。

63年度の予算の執行に当たりまして、数多くの物品並びに委託工事の契約が発注されるわけでございますけれども、簡単にその発注の手順とその関係する業者の件数をお教えいただきたいと思います。

小椋総務部長 市が行います契約、工事、それから物品、委託、これ大変な種類がございまして、また業者の方も種類とそれから業者の数が大変たくさんございまして、ちょっとそれらが全体的にどのぐらいの数量になっているのか、ちょっと私、今手元に把握をいたしておりませんので、ただ非常に多いということだけは申し上げられると思います。

鈴木委員 それの分についての契約といえますか、発注の手順をお答えいただきたいと思います。

小椋総務部長 最も典型的な請負工事について申し上げます。

登録業者と申しまして、市が行います請負工事を、これまた請負工事の中で約20種類ぐらいに工事を分類いたしまして、そしてそれぞれ業者の登録を受けております。その登録を受けておる業者の中から、その都度例えば下水道部であるとか、土木部であるとか、いろんな各部から出てくる必要のある工事が出てまいりましたら、その業者の中から適当な業者を選び出してですね、大体一般的な場合は、指名競争入札と申しまして、数社を選んで業者を指名をして、そして入札をして決めていく、これが一般的な形でございます。

やや例外的な場合といたしまして、随意契約で行う場合もございますけれども、一般的には指名競争入札によって行っております。

鈴木委員 ほぼ枚方の工事業者の場合ですと、約1,000から1,500社ぐらい業者があるというふうに聞いてるんですが、今総務部長がおっしゃいましたように、その中から、例えばAという工事をする場合は、何社か指名をして、そしてそれらの業者が入札するという手順だと思いますけども、その具体的に業者を指名をする場合、どなたが役所の方で決められるんですか。

小椋総務部長 業者の選定につきましては、行う工事の種類、あるいはまたその金額などによっていろいろと違いますけれども、もっとも一般的な場合は、請負工事の場合で申し上げますと、3,000万円以上の場合には、業者選定委員会というのが庁内で組織をされておりまして、これは総務部長が委員長になって、関係の各部課長で委員会を構成をして、ここで決めて、そして決裁手続をとってやっていくということで、まあ決裁手続としては、おおむね業者の選定なり契約は総務部長の専決となっている場合が多うございますけれども、大体そういう手続でやってるものが一番多いように思います。

なお、9,000万円以上の場合には、これは議会の議決が必要ということで、その都度議案として出さしていただいているというようなことでございます。

鈴木委員 その選定委員会の委員長が総務部長さんであるということわかったんですけども、その場合、当然枚方の予算を使うわけで、公正な形での選定といえますか、それはこの選定委員会の委員長のもとで公平に、公正になさってるわけですね。

小椋総務部長 最もこれが基本的なことであると思えますし、そのことを旨として執行いたしております。

鈴木委員 いつの委員会でしたか、総務部長さんが、今公正な形で指名なさってるということでございますけれども、これ委員会のコピーなんですけど、ある選挙のときにですね、極めて対決な選挙が行われたわけで、そういった中で、かなりこの選挙に対して、市の指名業者としては少しどうかと思われるような旗幟鮮明な対決姿勢をとられた業者については、やはり契約を発注する側としては、契約を受ける業者との間で、この信頼関係がなければならぬかというふうにあるわけで、この総務部長の答弁からしますと、決して公正、公平な形での発注

がなされていないのではないか、そういうふうに思うのですが、いかがですか。

小椋総務部長 過般の決算委員会のときのことをお話であろうかと思います。そのときにも申し上げておりますが、やや極めて短い期間でございましたが、ややイレギュラーなことになっておりまして、このことについてはやはり大乗的な立場からそういったことにこだわっているべきではない。大乗的な立場からやっぱり改めないといけないということで、比較的早期にこれは方向を改めましてですね、もう現在では、もちろん現在ではそういうことは全く形としては残っておりませんし、先ほど来申し上げてるようなことで、公平に選定していくということを目指して執行いたしております。

鈴木委員 私が問題にしていますのは、その公正な、公正といいますが、権威のある決算委員会で契約のそういう最高責任者の方が正々堂々とかそういうふうな発言をなさってるということ自体が、大きな問題ではないかというふうに思うわけですが、いかがでございますか。

小椋総務部長 ややそうしたことがあったことにかんがみまして申し上げておったことでございますが、そういったことは、これは決してノーマルなことではございませんので、早急にこれは復元をしたということをお願いした次第でございます。

鈴木委員 時間の関係もありますので、余り深くできませんけれども、私たちも北牧市政を支援する与党としても、また今後市長さんを支援する我が党としても御支援は申し上げますけれども、こういうような形での発言というものは、私たちとしても本当にお粗末といいますが、不本意な発言でございますので、今後こういうことのないような形でお考えいただきたい。まあ触れませんでしたけれども、北牧市長もそういうようなニュアンスの発言もなされておられますので、今後予算執行に当たりまして、この63年度の予算からにつきましては公正な形での執行をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1点お尋ねしたいんですが、民生費の関係でございますけれども、王仁公園に平和の像が建設されまして、今度の予算書の方に、防護さくが119万組んでおられますが、この防護さくというものは、どのような形、設計をなさっているか、御説明願ひしたいと思います。

矢代民生部長 平和の像が63年の1月12日に完成をいたしまして、除幕式を行ったところでございます。で、現在は、いわゆる平和の像だけが立っておるわけでございますが、いわゆるこの像に対する恒久的な施設でございますので、それを安全に管理する意味でさくを施工しようと、このように考えている次第でございます。

鈴木委員 どのようなさくをなさるかと聞いているんです。

矢代民生部長 大変失礼いたしました。さくの内容でございますが、やはりこの平和の像という施設と、それから王仁公園全体の景観、あるいは像のイメージ、そういったことから考えて、いわゆるこの立ち入り、全く立ち入ることが不可能なようなさくではなしに、いわゆるそういった施設と合致したような背の低い、そういった、さくという言葉が適切かどうか知りませんが、一定その平和の像の、直接触れるということではなしに、若干その周囲を、低い高さで囲繞すると、こういう形を考えておるわけでございます。

鈴木委員 いや、具体的に高さが何メートルでこういうものをするんですというふうに言うてもらえばいいんですわ。

矢代民生部長 そういった具体的な内容については、まだ現在具体的なものを計画を、具体的な設計というんですか、そういうものまでしてつくっておりませんので、今、基本的には申し上げましたように、平和の像にマッチするような形で一応管理上からそういったものを設けたいと、このように考えている次第でございます。

鈴木委員 聞くとところによれば、大体1メートル20センチの網のフェンスをするというふうにお聞きしたわけでございますけれども、せっかく立派な平和の像ができて、フェンスを網で囲いますと、動物園じゃあるまいし、何らそういったこの平和の像に対してはそぐわないわけでございますので、美観といいますが、今民生

部長おっしゃいましたように、ロープ張るとかいう形で、余りそういう違和感のないような形の今回のさく、さくという言葉は本当に不適當だと思いますけれども、そういうような美観を大事にした形での公園を生かしたそういうさくといいますか、ゲートといいますか、そういったものをしていただきと、要望に代えましてお願いしたいと思います。私の方からは以上でございます。